

全国民生委員児童委員連合会

平成 24 年度事業報告（概要）

平成 24 年度においては、前年 3 月に発生した東日本大震災の被災地において住民支援にあたる民生委員・児童委員への支援をはじめ、今後の民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動のあり方や民生委員・児童委員研修のあり方に関する研究、また、全国の民生委員・児童委員の活動支援のための情報提供や研修をはじめ、活動環境の生前に関する要望活動等を進めた。

1. 東日本大震災被災地の民生委員・児童委員および民児協活動の支援

(1) 「被災地民児協活動支援のための拠金」の実施と助成

- ・ 自身被災者でありながら、被災者の支援のために厳しい環境下で活動する民生委員・児童委員および民児協の活動を支援するため、全国の委員に拠金を呼びかけ、それをもって被災地の民児協に対する活動費の助成を行なった。

【拠金期間】 平成 24 年 10 月～25 年 3 月

【拠金額】 1 億 1,560 万 7,669 円

【助 成】 3 か年の第 1 年次として 総額 1,305 万 7 千円

※岩手県、宮城県、仙台市、福島県、茨城県内民児協に助成

(2) 被災地の委員活動に対する公的支援拡充への働きかけ

- ・ 全国の委員による支援とともに、被災地の民生委員活動に対する公的支援の拡充について、厚生労働省等への働きかけを重ねた。
- ・ 平成 24 年 12 月には、仙台市において「被災地民児協支援会議」を開催、東北 3 県 1 市の民児協関係者、全民児連役員、厚労省担当者が一堂に会し、被災地における委員活動の状況や課題について情報共有を図り、支援の拡充要望を行なった。
- ・ 厚生労働省では、同年 12 月 20 日付で被災地行政あてに通知し、「社会的包摂・「絆」再生事業補助金」の活用により、被災地民生委員の経済的負担の軽減や委員のメンタルヘルスに積極的に取り組むべき旨を示した。

2. 社会的孤立や生活困窮者支援に関する対応

(1) 孤立(死)防止のための全国的な見守り活動の推進支援

- ・ 全国的に孤立死に関する報道が相次いだが、本会においては、平成 19 年に策定した「90 周年活動強化方策」において示している住民の孤立の防止や見守り活動の一層の推進を全国的に働きかけた。
- ・ とくに、住民の見守り活動に不可欠な世帯(個人)情報が民生委員に適切に提供されない問題については、本会のかねてよりの要望を踏まえ、厚生労働省により自治体向けに適切な情報提供に関する通知発出および事例集の提供が行なわれた。

(2) 国における生活困窮者支援に関する検討への参画と意見表明

- ・ 社会的孤立や経済的困窮状態にある者への支援のあり方を検討すべく、平成 24 年 4 月、社会保障審議会に特別部会が設置された。この特別部会に本会からも委員が参画、民生委員としての生活困窮者への支援の実践を踏まえ、今後の施策のあり方について意見表明を重ねた。
- ・ 特別部会は 25 年 1 月に報告書を取りまとめたが、その中では、生活困窮者への適切な支援のためには、民生委員等の支援者に必要な個人情報適切に提供されるべきこと等、本会の意見が反映されることとなった。

3. 地方分権改革への対応

- ・ 地方分権改革推進委員会の第 2 次勧告を踏まえ、民生委員の定数基準や市町村における民生委員推薦会の委員構成等に関する民生委員法改正を含む地方分権改革一括法案（第 3 次法案）が国会に提出された（再提出後の 25 年 6 月に成立）。
- ・ こうした動向に対しては、本会としてかねて反対の意見を表明してきたところであり、全国一律の民生委員制度維持の必要性を訴え、25 年 2 月にも厚生労働省に要望書を提出した。

4. 「民生委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」の作成

- ・ 東日本大震災をはじめ、自然災害が相次ぐなかにあつて、高齢者、障がい者をはじめとする「災害時要援護者」の支援体制の構築が全国的な課題となっている。
- ・ 本会として、東日本大震災被災地での経験をはじめ近年の災害被災地での調査等を踏まえ、今後に向けた民生委員・児童委員による災害時要援護者支援の取り組みについての考え方を「指針」として取りまとめた。
- ・ 本「指針（第 1 版）」では、民生委員による災害時要援護者支援活動を考えるうえで基本的な留意点を整理したうえで、平常時、発災時、避難所設置期、仮設住宅移行後の 4 期に分けて、要援護者の支援ニーズと民生委員としての対応の基本的考え方について整理した。

5. 民生委員・児童委員研修の今後のあり方に関する提案

- ・ 地域住民の抱える課題が複雑・多様化するなか、その相談支援にあたる民生委員には、知識、相談援助技術など、その力量を高めることが期待されており、委員研修の重要性が増している。
- ・ そこで、今後の委員研修のあり方を検討すべく、前年度に設置した特別委員会での検討を継続し、委員の経験年数や民児協における役職等に対応した研修体系、および研修ごとに学ぶべき内容等を明示した「モデルプログラム」を取りまとめ、全国の関係者に提示し、その具体化を呼びかけた。

6. 市区町村および単位民児協「活動実態調査」の実施

- ・ 本会では、全国の民児協組織の活動状況を把握し、今後の活動のあり方、方向性を検討するための資料として、「民児協活動実態調査」を定期的実施しており、

本年度は、市区町村に加え、6年ぶりに法定単位民児協の全数調査を実施した。

- ・ 調査結果からは、民生委員の高年齢化が進んでいる一方、在任年数については2期以下の委員が全体の6割強を占める等、6年前調査とほぼ変わっていない状況が明らかとなった。
- ・ また、民児協における課題としては、「委員のなり手がいない」、「若年委員の不足」等、委員の「なり手」確保の問題とともに、自治体からの「情報提供の不足」が指摘された。

7. 児童委員活動の一層の推進

- ・ 児童虐待問題の深刻化等に対応すべく、児童委員としての活動を一層推進すべく、「児童委員活動強化推進方策・行動宣言」に基づき、児童委員研修をはじめ、各種会議や広報誌等を通じて、その取り組みを働きかけた。
- ・ 本年度発行した『児童委員活動の手引き 38集』においては、児童虐待防止や学校との連携強化を特集し、関係機関との具体的連携のもち方や留意点について、事例を交えつつ紹介した。

8. 第81回全国民生委員児童委員大会の開催

- ・ 平成24年10月18日・19日の両日、大分県（別府市、大分市）において全国から3,693名の参加者を得て開催した。

9. 民生委員・児童委員の活動支援

(1) 民生委員・児童委員制度や活動の社会的周知の促進

- ・ 民生委員・児童委員制度に関するパンフレット「あなたのまちの民生委員・児童委員」の発行（6万部）。
- ・ 新版「民生委員・児童委員PRカード」の発行

(2) 民生委員・児童委員および民児協関係者への情報提供

- ・ 機関紙『民生委員・児童委員のひろば』、民児協会長向け情報誌『View』の発行
- ・ ホームページを通じた情報提供（民生委員・児童委員情報支援システム含む）

(3) 民生委員・児童委員の人権意識の啓発

- ・ 『民生委員・児童委員のひろば』にて人権擁護に関する資料情報の毎号掲載
- ・ 資料『人権について考える2013』の配布

(4) 専門研修の実施

- ・ 民生委員・児童委員、主任児童委員を対象に、相談援助技法、民児協運営、関係機関との連携による活動推進等に関する専門的研修を実施。